

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果 (保育所等)

1 評価機関

| | |
|--------|---|
| 名 称 | 特定非営利活動法人ニッポン・アクティブライフ・クラブ ナルク千葉福祉調査センター |
| 所 在 地 | 千葉県鎌ヶ谷市道野辺本町1-12-18 |
| 評価実施期間 | 令和4年11月11日～令和5年3月14日 |

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

| | | | |
|---------------|---|-----|--------------|
| 名 称 (フリガナ) | みのりつくしこども園 ガックハウジンタクボガクエン ミノリツクシコドモエン | | |
| 所 在 地 | 〒275-0017 千葉県習志野市藤崎6-6-13 | | |
| 交通手段 | 京成大久保駅 徒歩13分 JR津田沼駅・新京成新津田沼駅より京成バス(4番・5番のりば)「藤崎6丁目」(バス7分)下車徒歩約5分 | | |
| 電 話 | 047-411-5206 | FAX | 047-411-4411 |
| ホームページ | http://tks.mnr.ed.jp | | |
| 経 営 法 人 | 学校法人田久保学園 | | |
| 開設年月日 | 2017年4月1日 | | |
| 併設しているサービス | こどもセンター「みのりっこ広場」 | | |

(2) サービス内容

| | | | | | | | | | |
|--------|--|-----|-------|------|--------|----------|---------|--|--|
| 対象地域 | | | | | | | | | |
| 定 員 | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | 合計 | | |
| | 12人 | 15人 | 15人 | 41人 | 41人 | 41人 | 165人 | | |
| 敷地面積 | 2982㎡ | | | 保育面積 | | 1595.97㎡ | | | |
| 保育内容 | 0歳児保育 ○ | | 障害児保育 | | 延長保育 ○ | | 夜間保育 | | |
| | 休日保育 | | 病後児保育 | | 一時保育 | | 子育て支援 ○ | | |
| 健康管理 | 看護師が常勤し、園医が園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への相談・指導を行う | | | | | | | | |
| 食事 | 栄養士が、子どもの発達段階に応じた離乳食、乳児食、幼児食に係る献立を作成するとともに園全般の食育を行う。また、調理員が献立に基づく調理業務及び食育に関する活動等を行う。 | | | | | | | | |
| 利用時間 | 7:00～20:00 | | | | | | | | |
| 休 日 | 日・祝日・12月29日～1月3日 | | | | | | | | |
| 地域との交流 | こどもセンター・地域ボランティアによる読み聞かせや人形劇・こ小交流・農家の方との芋掘り交流 | | | | | | | | |
| 保護者会活動 | なし | | | | | | | | |

(3) 職員（スタッフ）体制

| 職 員 | 常勤職員 | 非常勤、その他 | 合 計 | 備 考 |
|-------|--------------|---------|------|-----|
| | | 27人 | 23人 | 50人 |
| 専門職員数 | 保育士(幼稚園教諭含む) | 保育補助 | 看護師 | |
| | 30人 | 9人 | 1人 | |
| | 栄養士 | 調理師 | 調理補助 | |
| | 1人 | 1人 | 6人 | |
| | 事務職員 | | | |
| | 2人 | | | |
| | | | | |

(4) サービス利用のための情報

| 利用申込方法 | 長時間児 | 短時間時 |
|-------------|--------------|----------------------------|
| | | 習志野市役所 |
| 申請窓口開設時間 | 8:30~17:00 | 8:30~17:00 |
| 申請時注意事項 | 習志野市在住または勤務 | 徒歩通園可能な方(自転車可) |
| サービス決定までの時間 | 市にお問い合わせください | 2日 |
| 入所相談 | 習志野市役所 | みのりつくしこども園 |
| 利用料金 | 延長保育料、用品代 | 預かり保育料、用品代 |
| 食事料金 | 給食費315円 | 給食費290円 |
| 苦情対応 | 窓口設置 | 受付担当者： 木村知子 解決責任者： 小原潤子 |
| | 第三者委員の設置 | 神戸昌彦 |

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

| | |
|-----------------------------|--|
| <p>サービス方針 (理念・基本方針)</p> | <p>【理念】 知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな子どもを育てる</p> <p>【基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園児の人権や一人ひとりの心身の発達、生活リズム等の個人差に応じた教育・保育を行い、健康で安全に過ごすことのできる環境の中で、のびのびとした園生活を送れるようにします。 ・園児一人ひとりの気持ちを受容し、共感しながら保育教諭と園児との信頼関係を築き、自発性や人とのかかわる力を養います。 ・基本的な生活習慣の形成を図り、園児同士や人とのかかわりを通して豊かな心情や思いやりの気持ちを育てます。 ・園児の成長や教育・保育について保護者との情報交換等により総合理解、連携を図ります。 ・園児の豊かな生活体験が得られるよう、地域資源の活用を図ります。 |
| <p>特 徴</p> | <p>学校法人田久保学園の伝統ある教育（オープン保育・論語教育・体育講師による運動遊び・漢字遊び・ネイティブ講師の英語遊び）を取り入れつつ、公立幼稚園の良い教育も引き継ぎ、知恵づくり、心づくり、体づくりを心がけています。</p> |
| <p>利用（希望）者 へのPR</p> | <p>当園は、2017年4月に習志野市立つくし幼稚園から引継ぎ、学校法人田久保学園の3つ目の園で幼保連携型認定こども園みのりつくしこども園として、2017年4月に設立されました。1971年設立の習志野みのり幼稚園での伝統ある教育理念をもとに、公立幼稚園の良い教育も残しつつ日々の教育・保育を行っています。自然豊かな環境の中で、様々な種類の木々に囲まれた広い幼児庭と人工芝を敷きつめた乳児庭でのびのびと戸外遊びを楽しむことができます。小学校就学前まで子どもたちが心身ともに健やかに成長できる場となるよう一人ひとりの気持ちに寄り添いながら、丁寧に関わり全職員が一丸となってより良い教育・保育を提供できるよう努力しています。</p> |

福祉サービス第三者評価総合コメント

| |
|--|
| 特に力を入れて取り組んでいること |
| 1. 広々とした専用の乳児庭と幼児庭があり、雨天以外はいつでも遊びこめる環境が整っています。 |
| 開園から2年間は乳児庭がなく1つの園庭を、乳児と幼児で時間差で使用していました。設立3年目に乳児庭を作る計画を立て、管理職と一緒に日当たりの良い南向きと東向きの全面に人工芝を敷き、乳児庭が完成しました。乳児庭には固定遊具や三輪車などがあり、自由に遊んでいました。幼児庭は歴史を感じるセンダンとケヤキの大木がそびえ、夏の日差しから園児を守ってくれています。 |
| 2. 広い園庭には、畑やプランターがあり、季節を通して多くの野菜が収穫され、給食を楽しんでいます。 |
| 夏野菜(ミニトマト・きゅうり・なす・ピーマン)冬野菜(大根・小松菜・ほうれん草)を育て、収穫したものを給食室に届け、調理されたものを食べたりしています。苦手な野菜でも子どもたちは、「食べてみよう」「食べてみたらおいしかった」「食べられなかったものが食べられた」と意欲や喜びにつながっています。 |
| 3. 子どもたちは運動遊び・英語遊び・漢字遊びなど楽しんでいます。また論語教育もされています。 |
| 体育講師による運動遊び(月1～2回)・ネイティブ講師による英語遊び(年間10回)など、専門の講師が来園し行っています。漢字遊び(週1回程度)は、3, 4, 5歳児の担任が講習を受けて行っています。論語教育は担当の先生が毎月一つずつ選んで行っています。保護者にも好評です。公立幼稚園からの良い教育も引き継ぎ、知恵づくり、心づくり、体づくりを心がけています。 |
| 4. 災害時の給食提供についてマニュアルがあり、全ての職員が対応できる体制が整っています。 |
| 備蓄品(アレルギー児用も含まれます)は、いつでも提供できるように、給食室や子どもセンター等に分散保管され定期的に更新されています。毎年1回避難訓練時に災害備蓄品の提供が行われています。アレルギーは、蓋に注意書きをして、全職員に周知されています。 |
| さらに取り組みが望まれるところ |
| 1. 保護者の行事への参加は、我が子の成長や様子を知る大きな楽しみであり、希望に沿う運営が望まれます。 |
| コロナ禍で感染防止が優先され、行事への保護者参加を制限したことはやむを得なかったと思います。来年度は年2回の行事が予定されており、保護者の希望に添う工夫をされることが期待されます。 |
| 2. 給食はクラス配膳をされていますが、子どもたちが温かいうちにおいしく食べられるように、待ち時間の短縮をされることが望まれます。 |
| 配膳は担任が一人で行っていることが、食べるまでの待ち時間の長さになっています。例えば介助に調理員が入ってもらうなどの工夫が望まれます。給食の中で調理員と子どもたちのコミュニケーションが行われ、献立へのアイデアにも繋がることを期待されます。 |
| (評価を受けて、受審事業者の取組み) |
| 今回、設立してから2回目の福祉サービス第三者評価を受けることになり、当園の提供している福祉サービスの質について、専門的かつ客観的な立場から評価をいただきました。今回の評価結果で高い評価をいただいた点は、1回目に受けた評価結果の中で改善の必要がある点について、この数年職員とともに努力してきたことであり、全職員の励みとなりました。また、「さらに取り組みが望まれるところ」も知ることができましたので、これからの課題として改善に向けて全職員で取り組み、園全体の質の向上に努めていきます。 |

福祉サービス第三者評価項目（保育所等）の評価結果

| 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目 | 標準項目 | | | | |
|--------|------------------|--------------------------------|-----------------------------------|---|---|----|---|--|
| | | | | ■実施数 | □未実施数 | | | |
| I | 福祉サービスの基本方針と組織運営 | 1 理念・基本方針 | 理念・基本方針の確立 | 1 理念や基本方針が明文化されている。 | 3 | | | |
| | | | 理念・基本方針の周知 | 2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。 | 3 | | | |
| | | | | 3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。 | 3 | | | |
| | | 2 計画の策定 | 事業計画と重要課題の明確化 | 4 事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。 | 4 | 6 | | |
| | | | | 計画の適正な策定 | 5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。 | 3 | | |
| | | 3 管理者の責任とリーダーシップ | 管理者のリーダーシップ | 6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。 | 5 | | | |
| | | 4 人材の確保・養成 | 人事管理体制の整備 | 7 全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。 | 7 | 3 | | |
| | | | | 8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。 | 8 | 4 | | |
| | | | 職員の就業への配慮 | 9 事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。 | 9 | 5 | | |
| | | | 職員の質の向上への体制整備 | 10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。 | 10 | 5 | | |
| II | 適切な福祉サービスの実施 | 1 利用者本位の保育 | 利用者尊重の明示 | 11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。 | 11 | 4 | | |
| | | | | 12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。 | 12 | 4 | | |
| | | | 利用者満足の向上 | 13 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。 | 13 | 4 | | |
| | | | 利用者意見の表明 | 14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。 | 14 | 4 | | |
| | | 2 教育及び保育の質の確保 | 教育及び保育の質の向上への取り組み | 15 教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見改善に努め、教育及び保育の質の向上に努めている。 | 15 | 3 | | |
| | | | | 提供する保育の標準化 | 16 提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。 | 16 | 4 | |
| | | 3 教育及び保育の開始・継続 | 教育及び保育の適切な開始 | 17 保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。 | 17 | 2 | | |
| | | | | 18 教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容を利用者に説明し、同意を得ている。 | 18 | 4 | | |
| | | 4 子どもの発達支援 | 教育及び保育の計画及び評価 | 19 保育所等の理念や保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。 | 19 | 4 | | |
| | | | | 20 全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。 | 20 | 5 | | |
| | | | | 21 子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。 | 21 | 6 | | |
| | | | | 22 身近な自然や地域社会と関わられるような取組みがなされている。 | 22 | 4 | | |
| | | | | 23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。 | 23 | 6 | | |
| | | | | 24 特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育が適切に行われている。 | 24 | 6 | | |
| | | | | 25 在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。 | 25 | 4 | | |
| | | | | 26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。 | 26 | 3 | | |
| | | | | 子どもの健康支援 | 27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。 | 27 | 4 | |
| | | | | 28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。 | 28 | 3 | | |
| | | 29 食育の推進に努めている。 | 29 | 5 | | | | |
| 5 安全管理 | 環境と衛生 | 30 環境及び衛生管理は適切に行われている。 | 30 | 3 | | | | |
| | | 事故対策 | 31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。 | 31 | 4 | | | |
| | | 災害対策 | 32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。 | 32 | 5 | | | |
| 6 地域 | 地域子育て支援 | 33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。 | 33 | 5 | | | | |
| 計 | | | | 136 | 0 | | | |

保育所等 項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目 ■ 整備や実行が記録等で確認できる。 □ 確認できない。

| 評価項目 | | 標準項目 |
|---|--|--|
| 1 | 理念や基本方針が明文化されている。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・基本方針が法人・保育所等の内部文書や広告媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。 ■ 理念・基本方針から、法人、保育所等が実施する教育及び保育の内容や法人、保育所等の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■ 理念・基本方針には、児童福祉法や保育所保育指針の保育所等・教育及び保育に関する基本原則が盛り込まれている。 |
| <p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理念・基本方針は、パンフレット・ホームページ・毎月発行している園だよりや令和4年度の「教育・保育計画」「事業計画」「入園案内」「入園のしおり」に「教育理念」【知育・徳育・体育の調和のとれた人間性豊かな子どもを育てる】と教育目標【明るく元気な子ども・やさしく思いやりのある子ども・よく考え工夫する子ども】が明記されています。 ・運営方針は、園則第2条に記載し、第5条【提供する教育・保育の内容】が明記され、令和4年度「要覧」に「教育及び保育の方針」と「教育・保育内容」が明記され、認定こども園法の教育・保育に関する基本原則をもとに具体的に明記されています。 | | |
| 2 | 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。 ■ 理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。 ■ 理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。 |
| <p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「教育・保育目標」は、各保育室、職員室、ピロティー(玄関)に園児にも分かるように、ひらがなで表記され掲示しています。 ・理念や基本方針は「教育理念」、「運営方針」に記載され、職員に配布して確認しています。 ・学年会議(年齢別会議)で年度の反省を行い、次年度へ反映しています。 | | |
| 3 | 理念や基本方針が利用者等に周知されている。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 契約時等に理念・方針が理解し易い資料を作成し、分かり易い説明をしている。 ■ 理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。 ■ 理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。 |
| <p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入園説明会や資料請求を希望された方に「入園案内」を配布し、理念や教育・保育方針を具体的に説明しています。 ・入園が決まった保護者には、新入園児説明会で「入園のしおり」を配布し、理念や教育・保育方針を具体的に説明しています。 ・入園後も毎月の園だよりの冒頭に理念や教育・保育目標を掲げて、毎月のクラスだよりでも具体的に活動内容を記載し、スナップ写真等で保護者にお知らせしています。また、保育室やピロティー(玄関)に教育・保育目標が掲示され、常時、保護者が確認出来るようになっています。 ・短時間児の保護者には、降園時に「本日の活動内容」を担当が口頭で伝え、長時間児の保護者にはホワイトボードでお知らせしています。 | | |
| 4 | 事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 中・長期事業計画を踏まえて策定された事業計画が作成されている。 ■ 事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。 ■ 理念・基本方針より重要課題が明確にされている。 ■ 事業環境の分析から重要課題が明確にされている。 ■ 現状の反省から重要課題が明確にされている。 ■ 運営の透明性の確保に取り組んでいる。 |
| <p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日々の園運営における重要課題を法人に報告し、内容が集約・反映され「中・長期事業計画書」が作成されています。 ・中長期計画(施設編)が作成され、①旧園舎のトイレの改修 ②避難経路の改善 ③玄関サッシの交換が明記されています。 ・「令和3年度事業報告書」の実施状況と課題を踏まえて、年度始めに「令和4年度事業計画書」が作成され園運営が行なわれています。 ・事業計画書をもとに年度始めに教育・保育計画を見直し、令和4年度の「教育・保育計画」が作成されています。 ・「園児一人ひとりが、心身ともに健康に安全で、情緒の安定した生活ができる環境を用意し、生きる喜びと力が育めるように」を掲げ園運営が行われています。 ・施設の中期計画の実施に向けて、具体的な取り組みをされることが望まれます。 | | |
| 5 | 事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員等の参画や意見の集約・反映のもとに策定されている。 ■ 方針や計画、課題は会議や研修会等にて説明し、全職員に周知されている。 ■ 年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。 |

| | | |
|--|---|---|
| (評価コメント) <ul style="list-style-type: none"> ・年間行事予定は、職員・保護者アンケートによる意見を反映し年度末までに作成しています。コロナ禍でも、職員の努力で予定通り実施されています。 ・方針や計画などは、年間行事予定表や毎月の園だより、その他必要に応じて資料を配布し伝え、課題については朝礼や終礼で全職員に周知しています。 ・行事が終わるごとに担任と管理職(園長、副園長、乳児主任、幼児主任)で評価・反省が行われ、次年度へ反映するために記録され、他学年の職員にも回覧しています。 ・年度始めに各学年ごとに教育・保育目標をもとに各担任が「クラス経営」を作成し、4月の学級懇談会で保護者に周知しています。 ・学年ごとの月案をもとに週案を作成しますが、天候や子どもの状況に応じて管理職と担任がコミュニケーションを取り、最適な教育・保育が提供できるように調整されています。 ・コロナ禍で少人数に分けた情報の共有がされてきましたが、学期毎に職員会議を再開し、議題の明示や議事録を作成し、全体で情報の共有が出来る運営をされることが望まれます。 | | |
| 6 | 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。 ■ 職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生れ易い職場づくりをしている。 ■ 研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。 ■ 職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。 ■ 評価が公平に出来るように工夫をしている。 |
| (評価コメント) <ul style="list-style-type: none"> ・年1回5月に意向調査が行われ、10月に正規職員の個人面談(次年度の希望や困っていることなどの相談等)を行っています。 ・その結果を踏まえて、管理職が検討し次年度の学級編成に反映されています。 ・次年度新卒採用が3名内定しています。 ・正規職員・短時間職員からの申し出があれば、面談が行われています。 ・令和6年10月から扶養範囲内の働き方が変わるため、今年度は今後の働き方を確認しながら個人面談が行われました。 ・園外研修(14回)を積極的に受講し、園内研修(9回)を行い、職員の資質向上に繋げています。 ・コロナの感染予防対策のために職員会議の代わりに、フリーである幼児主任、乳児主任が主となり学年別に話し合いを持ち、職員に関わる課題の把握に努めています。結果を集約し管理職で話し合い、改善策を講じています。 ・主として(フリー職員として在籍している)幼児主任と乳児主任が、日常の教育・保育の現場に足を運び、職員間や子どもたちの様子を見聞きして、適切な助言や指導を行い、園長・副園長に随時報告がされています。ただし内容によっては、その場で連絡があり、管理職が現場で助言や指導を行うこともあります。 ・自己評価は、自分自身を振り返る意味でまた、管理職が個々の職員を把握するうえでとても大切です。 ・管理職が、職員の希望を考慮したうえで、職員の一人ひとりの強みを見つけ、良いところを認めてそれが活かされるような配置をしています。また補うべきところは、本人に適した研修を受講して、教育・保育の質の向上に繋げています。 ・評価は①毎年の賃金は経験年数を基にして定額がアップする方式 ②賞与は基本給に支給率を掛ける方式が採用されています。 | | |
| 7 | 全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 遵守すべき法令や倫理を文書化し、職員に配布されている。 ■ 全職員を対象とした、法令遵守と倫理に関する研修を実施し、周知を図っている。 ■ プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。 |
| (評価コメント) <ul style="list-style-type: none"> ・就業規則第4章に「服務規律」があり、第36条に具体的な規律が明記し周知しています。 ・勤務が決定した非正規職員には、「服務規程・諸注意第3号」の書面で倫理及び法令遵守について周知しています。 ・新卒採用した正規職員には、研修期間中に書面をもって説明し周知されています。また、朝礼等でも口頭で確認しています。 ・プライバシー保護については「個人情報の取り扱いについて」と「園則第25条の秘密の保持」で周知しています。 | | |
| 8 | 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 人材確保・定着・育成の方針と計画を立て実行している。 ■ 職務の権限規定等を作成し、職員の役割と権限を明確にしている。 ■ 評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。 ■ 評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。 |
| (評価コメント) <ul style="list-style-type: none"> ・実習生を可能な限り受け入れ、翌年度の募集がある場合は、実習生に直接声かけをして人材確保に繋げています。 ・定着してもらうために、職員の意見を把握し、働きやすい職場作り(職員の希望するシフトの時間を調整したり、有給休暇を取りやすくする等)を目指し努力しています。 ・結婚後も勤務を続ける職員が増えており、中期的な職員の人材確保に努めています。(現在育休中1名・今年度で産休に入る1名・今年度結婚し、来年度も継続勤務2名) ・育成の方針と計画については、今年度中に立案し、実行に移せるよう努力します。 ・教育・保育計画の中に「園務分掌」を記載し職員の役割と権限を明確にしています。 ・勤続年数を基に、定額の賃金アップがされてきましたが、2022年度は補助金の減額が見込まれるために、昇給はありませんでした。 ・結果の説明は丁寧に行なわれることが望まれます。また補助金の動向に影響されない、中期を展望した昇給が出来る法人の努力が望まれます。 | | |
| 9 | 事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている。 ■ 把握した問題点に対して、人材や人管理体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。 ■ 職員が相談をしやすような組織内の工夫をしている。 ■ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。 ■ 育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得、ワーク・ライフ・バランスに配慮した取り組みを行っている。 |

| | | |
|---|---|--|
| <p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務職員が、有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを毎月チェックし、園長に報告します。 ・10月に有給休暇5日間を取得していない職員に対しては、12月に入ってからシフトに影響のない日に、個別に有給休暇の取得を勧めています。 ・通常は職員が取得したい日が、行事に影響がない日を選んでもらい自由に取得できるよう配慮しています。 ・指定休(土曜日出勤のある週)、有給休暇や当日の欠勤(有給で処理)、自己都合で中途退職(過去1名のみ)など配置基準を下回る場合は、フリー職員や短時間職員で補っている。 ・幼児主任と乳児主任が職員の相談にのったり、現場の状況を把握してその都度、園長・副園長に報告しています。 ・福利厚生事業は、日本私立学校振興共済事業団に加入しており、必要な事業を利用しています。 ・「教職員就業規則第2節休暇」「育児・介護休業規程」に様々な休暇に関して、「給与規定第8条から第20条」にも休暇や手当について明記されています。 ・シフトは、年度または利用状況や職員から出された意見を把握し見直しをしています。 ・園は7時から20時の運営ですが、3年ほど前から20時まで利用する園児がほぼいないことや19時過ぎでの利用がなかったり、利用があっても1.2名程度であることから19時から20時までの勤務は短時間職員で行い、遅番の正規職員には遅番シフト(月1回程度)10時半から19時とすることで正規職員の負担を軽減しました。 ・土曜日に関しては19時以降の利用がないことから、19時で閉園して19時から20時は管理職が交代で電話(転送電話)で対応しています。 ・産休・育児休暇は、すでに取得した(現在取得している)職員が2名、年度内に取得予定者が1名、来年度以降取得希望者2名を予定しています。 ・産休・育休等を取得する場合の給与等についての取り扱いを、対象となる職員へ丁寧に説明をされることが望まれます。 | | |
| 10 | <p>職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■ 中長期の人材育成計画がある。 ■ 職種別、役割別に能力基準を明示している。 ■ 研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。 ■ 個別育成計画・目標を明確にしている。 ■ OJTの仕組みを明確にしている。 |
| <p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャリアアップ研修については、令和8年度まで受講者の予定を立て計画しています。 ・園外研修(キャリアアップ研修・習志野市主催の幼保合同特別研修会及びこ小関連研修会など)14回や園内研修(11回)が行われました。結果は職員の資質・専門性の向上に繋がり、日常の保育に反映されています。 ・新卒採用予定者は本人の希望がある場合は、(職員や園児とコミュニケーションを取り、少しでも新年度の精神的負担の軽減につながることを目的とする)3月の新人研修までアルバイトで採用しています。新人研修は、3月中旬以降で5日間程度行われます。 ・園内外の研修を受講した際には、研修レポートを提出し、個々のステップアップに繋げています。必要がある場合は、臨時に園内研修を行います。例えば、静岡県内の保育園で起こった保育士による犯罪事件を受けて、即日、正規職員と保育にかかわる全職員を対象に「人権擁護の園内研修」を行い、研修レポートが提出されました。 | | |
| 11 | <p>全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■ 子供の尊重や基本的人権への配慮について勉強会・研修を実施している。 ■ 日常の援助では、個人の意思を尊重している。 ■ 職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。 ■ 虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。 |
| <p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「入園のしおり」に、児童憲章と児童福祉法(児童福祉の理念)を明記し、周知しています。 ・日常の援助に関して、一人ひとりの気持ちに寄り添いながら職員は、日々保育に当たっています。 ・集団の中で過ごすことができない時には、園児の気持ちをくみ取りながら職員室で預かったり、管理職を含めた職員で見守っています。 ・「園則第2条(運営方針)や「要覧の4. 経営方針」「入園案内」「入園のしおり」「教育・保育計画」に個人の意思を尊重することを明記しています。 ・職員の言動等に関しては、朝礼や終礼で「保育者としてふさわしいか振り返ること・ふさわしくない言動があった時には、職員同士で声を掛け合う」等の話を管理職から伝えています。職員室に、「全国保育士会倫理綱領」を掲示し、保育者としての姿勢を正せるような意識が持てるようにしています。「教職員就業規則 第4章 服務規律」に明記し周知されています。 ・「園則第16条 虐待防止のための措置」に記されているとおり、それに沿って対応しています。また習志野市と連携体制が確立しています。 | | |
| 12 | <p>個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■ 個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。 ■ 個人情報の利用目的を明示している。 ■ 利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 ■ 職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。 |
| <p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「個人情報の取り扱いについて」が制定され、次のことを明記し周知されています。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 個人情報とは 2. 個人情報の取り扱いにあたっての注意点(利用目的の特定として明示) 3. こども園における個人情報の取り扱いについてを具体的に明記し、周知している。 ・実習生には、実習前のオリエンテーションで周知できるよう「教育・保育実習オリエンテーション」の書面で説明しています。 | | |
| 13 | <p>利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■ 利用者満足を把握し改善する仕組みがある。 ■ 把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 ■ 利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。 ■ 利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。 |

| | | |
|--|--|---|
| <p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行事(保育参観・運動会・生活発表会等)ごとに保護者アンケートを実施し、意見や要望について園だよりやクラスだよりで回答しています。 ・保護者からの要望や意見は、可能な限り受け入れ、改善策をたて実行しています。また、いつでも保護者が意見が言えるように意見箱を設置しています。 ・短時間児の登園時(8:50～9:10 コロナ感染対策のため学年別登園)は、管理職・看護師が出迎え要望・意見・相談ができるように配慮しています。 ・降園時は、担任が今日の活動や子どもの様子を保護者に伝えています。 ・長時間児は、連絡帳で情報を共有され、直ぐ対応する必要がある場合は、電話やお迎え時に伝えています。 ・個人面談は、年1回(全員)行っています。保護者の要望に応じて、随時行っています。 | | |
| 14 | 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。 | <ul style="list-style-type: none"> ■保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。 ■相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。 ■相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。 ■保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。 |
| <p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「苦情申し出窓口について」を文書にして、園内に掲示及び保護者に周知しています。 ・「学校法人田久保学園認定こども園みのりつくしこども園 苦情処理規定」に則り、相談や苦情があった時には、発生から改善に至るまで経過が記録されています。また朝礼等で苦情内容と対応策を伝え、同じような事例が起きないように全職員に周知しています。 ・苦情の大小に関わらず、法人に報告・相談をしています。 ・保護者の気持ちに寄り添いながら、迅速に対応し円満に解決できるように努力しています。 ・事例によっては、習志野市子ども保育課に報告・相談し、解決することもあります。 ・今年度2件の実績があり、保護者と丁寧な対応がされ、納得が得られています。 | | |
| 15 | 教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上を図っている。 | <ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。 ■教育及び保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。 ■自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。 |
| <p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育及び保育の質について保育計画の見直しを行いながら、職員の自己評価を年3回行っています。 ・年間指導計画・月案・日案を立て、また行事ごとにプランを作成実施し、管理職・担当職員で反省会を行い、参加職員の反省・感想のアンケートを参考に評価を行い、質の向上に努めています。行事ファイルに反省の記録を残し、改善点など次年度の参考にしています。 ・令和3年度分の職員の自己評価については、年度内3月に公表されました。 | | |
| 16 | 提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。 | <ul style="list-style-type: none"> ■業務の基本や手順が明確になっている。 ■分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。 ■マニュアル見直しを定期的に行っている。 ■マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。 |
| <p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務マニュアルとして「園外保育安全マニュアル」「事故防止マニュアル」「災害対策マニュアル」「子ども虐待マニュアル」「保健衛生マニュアル」「食物アレルギー対応マニュアル」「給食調理マニュアル」「熱中症・外傷応急処置・SIDSに対応するマニュアル」など業務の基本や手順が明確になっていて、職員が活用できるよう配布され、毎年見直しもされています。 ・新人研修は4月の入職前の3月下旬に、園長・副園長・看護師が研修講師として5日間マニュアルを活用しながらされています。 ・マニュアルの作成は、文科省や厚労省のマニュアルをもとに副園長、看護師、栄養士がそれぞれの分野で見直し案を出し、園長と協議の上で訂正を行っています。訂正がある時は、職員に周知を図るために変更点を説明し、書面の差し替えを行っています。 | | |
| 17 | 保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。 | <ul style="list-style-type: none"> ■問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。 ■問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。 |
| <p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット、ホームページ等に明記しており、子どもセンター「みのりっこ広場」でも問い合わせや見学希望を受け付け、連携を図っています。 ・問い合わせや見学は随時行われ、入園希望のある時は「入園案内」やパンフレットを配布し説明されています。現在は、在園保護者の園内の立ち入りを制限している関係で、見学希望者には対象年齢の保育室を外からの見学で対応されています。 | | |
| 18 | 教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容等を利用者(保護者)に説明し、同意を得ている。 | <ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育の開始にあたり、理念に基づく教育及び保育方針や内容及び基本的ルール等を説明している。 ■説明や資料は保護者に分かり易いように工夫している。 ■説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。 ■教育及び保育の内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。 |

| | |
|---|--|
| (評価コメント) | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・理念に基づく教育・保育の方針や内容、基本的ルールは、「入園のしおり」に明記され、質問事項を参考に毎年、見直し作成されています。 ・入園が決定した保護者には、必要書類一式と「入園のしおり(事前に目を通してもらうため)」を郵送し、短時間児入園説明会や長時間児入園説明会が行われています。「入園のしおり」は、そろえる用品は写真を使用し一目で分かりやすく工夫され、説明会も実物を見せながら行われています。 ・誓約書「園の教育方針並びに指導計画に従い迷惑をかけないことを誓約します。例えば保育料を滞りなく納める・個人情報の掲載許可」を得るなど、保護者の意向を確認し記録化されています。 | |
| 19 | <p>保育所等の理念や教育及び保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■全体的な計画は児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。 ■全体的な計画は、教育及び保育の理念、方針、目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。 ■子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。 ■施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。 |
| (評価コメント) | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・「入園のしおり」に児童憲章及び児童福祉の理念を明記され、みのりつくしこども園の教育・保育の理念や方針、目標、内容が作成されています。 ・教育・保育計画には、「みのりつくしこども園の教育及び保育の内容に関する全体的な計画」が明記されています。そこには、習志野市が目指す子ども像や運営の重点、理念・方針・全体の保育目標と年齢別（発達のみちすじ表 乳児前期 乳児後期 幼児前期 幼児後期などの発達過程）の保育目標及び保育内容(養護・教育・食育)が分かりやすく簡潔に明記されています。 ・地域や保護者それぞれの家庭への支援、小学校との連携内容も明記されています。 ・前年度の反省を活かし、毎年度「教育・保育計画」の見直しをして、共通理解できるように職員に配布されています。 | |
| 20 | <p>全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■全体的な計画に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。 ■乳児、1歳以上3歳未満児、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。 ■発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。 ■ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。 ■指導計画の実践を振り返り改善に努めている。 |
| (評価コメント) | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・「みのりつくしこども園の教育及び保育の内容に関する全体的な計画」に基づき、指導計画(発達のみちすじ表・月齢別指導計画・期別指導計画)、月案、週案、日案が作成されています。 ・3歳児未満の個票や配慮が必要な子どもについての個別支援計画を、作成されています。 ・幼児組には、にこにこ(短時間児の14時帰り)さん、わくわく(短時間児の預かり保育)さん、きらきら(長時間児)さんと3通りの園児が園生活を送っているため、その学年や保護者の希望をできる限り取り入れて、一人ひとりの子どもが心地よく園生活ができるよう柔軟に対応し、配慮されています。例えば、3歳児の短時間児の預かり保育は、長時間児と一緒に午睡をして生活する(子どもの体力面と精神的負担の軽減を考え、担任のもとで生活することが望ましい)ことや3歳児の短時間児の教育時間を段階的に伸ばしていくこと、また保護者の(送迎の負担を軽減するために)希望があれば、兄弟がいる短時間の3.4歳児については、降園時間を兄弟に合わせ降園できるように預かり保育(料金は取らない)として長時間児と一緒に保育されています。 ・短時間児の中には(長時間児に変更希望をだしている)待機児童もいるため、預かり保育を利用して長時間児と変わらない利用時間の子どももいることから、保護者の要望があった時には(4.5歳児の預かり保育には午睡がなく、わくわくルームにて担任以外の職員と14時から16時半まで過ごす。それ以降は、長時間児と合同保育となる)長時間児と一緒に生活をするなどの配慮もされています。 ・職員室で行う終礼では、その日の出来事の報告の場として、実践の振り返りにもつながっています。 | |
| 21 | <p>子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めている。 ■子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。 ■子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。 ■好きな遊びができる場所が用意されている。 ■子どもが自由に遊べる時間が確保されている。 ■教育及び保育者は、子どもが主体性を発揮できるような働きかけをしている。 |
| (評価コメント) | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・開園から2年間は、乳児庭がありませんでした(1つの園庭を幼児と乳児が時間差で使用していたこと・乳児の戸外活動に安全性がかけられていたことや乳児が主体的に遊べない環境であった)ことから設立3年目に乳児庭を造る計画をたて、職員が東南側に人工芝を敷いて庭を完成させました。その後、固定遊具を新たに購入し、南側にも人工芝を敷き、昨年12月に固定遊具が完成しました。 ・年度初めに各担任と主任で室内外の玩具や遊具の点検を行いながら、新たな玩具や遊具の購入をしました。またクラス運営していく中で、現場職員から上がってきた要望を聞き、子どもたちが安全に遊べるように検討し購入されています。 ・一人ひとりの気持ちを肯定的に受けとめ、「今はやりたくないのね」「あっそだったのね」と、子どもの心が満たされるような関わり、寄り添った言葉かけを心掛けています。 ・幼児組は、運動遊び(月1〜2回)・英語遊び(年間10回)・漢字遊び(週1回程度)など一斉で行いますが、子どもたちが自由に遊び込める時間も教育時間内に用意されています。 | |

| | | |
|---|---------------------------------|---|
| 22 | 身近な自然や地域社会と関わられるような取り組みがなされている。 | <ul style="list-style-type: none"> ■子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、教育及び保育に活用している。 ■散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。 ■地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。 ■季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常教育及び保育の中に取り入れている。 |
| <p>(評価コメント)</p> <p>・ピロティ（玄関ホール）には、幼児庭で子どもたちが見つけた蛇の抜け殻を展示したり、カブト虫・メダカや金魚の飼育箱をおき、子どもたちが興味、関心が持てるように成長過程を絵にして展示したり、いつでも観察できる環境があります。年長組の当番が世話をしています。また、3、4歳児も各クラスでメダカやエビの飼育、ヒヤシンスの水栽培を行い観察しています。</p> <p>・教育計画の中に「栽培年間計画」があり、幼児庭で主に4、5歳児が夏野菜の苗付け、水やり、収穫を行い、食育活動に繋げています。チューリップや朝顔なども植え、世話をしながら観察をしています。園庭の実のなる木（キウイ・ざくろ・うすらうめ）や、桜やこぶし、もくれんなど花や実をつける落葉樹など一年を通して、自然にふれる機会があります。年長組が近隣の畑を借りてさつま芋栽培をする中で、農家の方に栽培から収穫までお手伝い頂き、地域の方と関わっています。今年度は、指導の農家だけでなく、芋掘りの時「楽しそうだから参加させてもらった」と飛び入りで近隣の参加もあり、よい交流となったそうです。</p> <p>・園外保育計画をたて、みのり幼稚園第二グラウンドや、かもめ公園・森林公園等で園外保育を行い、交通ルールや公共の場でのマナーを学び、自然や地域の方と触れ合う機会もあります。</p> <p>・5歳児の宿泊保育は、コロナ禍により3年間中止となったのを機に、宿泊保育に変わり「サマー保育」を行い、担任の考えを取り入れながら、毎年内容を変え企画しています。現在は、入園説明会や資料には宿泊保育をうたっていません。</p> <p>・4.5歳児は、バス遠足で（水族館・博物館・アンデルセン公園・キッズダム）など行き、公共機関を利用し、社会体験が得られる機会を作っています。</p> | | |
| 23 | 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。 | <ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。 ■けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。 ■順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。 ■子どもが役割を果せるような取り組みが行われている。 ■子どもが自発性を発揮し、友だちと協同して活動できるよう援助している。 ■異年齢の子どもの交流が行われている。 |
| <p>(評価コメント)</p> <p>・けんかやトラブルが発生した場合は、保育教諭が子どもの様子を見守りながら、お互いの気持ちに寄り添って思いをくみ取り、仲立ちをして相手に伝わるよう橋渡しをするなど援助し、言葉かけをされています。</p> <p>・日々の活動を通して、園生活においてルールがあることを知り、身につけられるよう配慮されています。</p> <p>・例えば4歳児はメダカの水やり・ヒヤシンスの水替え、5歳児は朝と帰りの会の司会・給食時の献立発表など、年齢に応じた当番活動があり、自主的に取り組めるように援助されています。</p> <p>・園庭で季節毎に咲くシロツメクサ・ナズナを使って遊んだり、冬には霜柱や氷で遊んだりと自然豊かな様々な遊びをしています。また運動会や生活発表会など友だちと協同して活動できる機会もあります。</p> <p>・乳児庭では、0歳児から2歳児まで安全面に留意しながら、一緒に遊んでいます。また幼児組は、生活発表会前後にお披露目を他学年で行ったり、12月のお楽しみ会などでも交流されています。</p> <p>・餅つきを体験して、お供え餅を作り鏡開きに割ったりし、日本古来の伝統行事を経験しています。</p> | | |
| 24 | 特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育 | <ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関わりに対して配慮している。 ■個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。 ■個別の指導計画に基づき、保育所等全体で、定期的に話し合う機会を設けている。 ■障害児教育及び保育に携わる者は、障害児教育及び保育に関する研修を受けている。 ■必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 ■保護者に適切な情報を伝えるための取り組みを行っている。 |
| <p>(評価コメント)</p> <p>・個別に配慮を必要とする子どもについては、特別支援教育の目的に沿って、安定して園生活が送れることを大切に、子ども同士が認め合う中でともに育ちあえる関係作りを大事にされています。</p> <p>・個別支援計画を立案し、個々の発達状況に応じた指導を行い、日案に日々の様子が記録されています。必要に応じて、管理職等で話し合いされています。</p> <p>・担当職員は研修に参加し専門知識を深め、園内に資料配布などで周知されています。</p> <p>・市内のひまわり発達相談センター・あじさい療育センター等と連携をとり、必要に応じて専門職の巡回相談やアドバイスを受けています。また習志野市の取り組みで「学級運営支援事業」で保育課職員と臨床心理士が来園し、クラスの保育実践について指導助言が行われています。</p> <p>・保護者には降園時に園での様子を伝えて情報を共有しています。</p> | | |
| 25 | 在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。 | <ul style="list-style-type: none"> ■引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。 ■担当職員の研修が行われている。 ■子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。 ■年齢の異なる子どもと一緒に過ごすことに配慮している。 |

| | |
|---|---|
| (評価コメント) | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・引継ぎは、各クラスノートで行われています。 ・全職員に園内研修を必要に応じて実施しています。(人権擁護・救急蘇生講座など) ・長時間保育を利用している子どもがぐっすりできるように、ござやマットを敷いたスペースが整備されています。 ・子どもが安全に安心して過ごせるように現場職員から問題点等提案されたことは、その都度調整して改善に努めています。 | |
| 26 | <p>家庭及び関係機関との連携が十分図られている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、教育及び保育参観、参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。 ■保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。 ■就学に向けて、保育所等の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、認定こども園園児指導要録及び保育所児童保育要録などが保育所等から小学校へ送付している。 |
| (評価コメント) | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・乳児組は連絡帳で日々の子どもの様子を伝えあい、幼児組の短時間児は降園時に保護者に口頭で日々の活動内容や様子を伝えていきます。長時間児や預かり保育を利用している保護者には毎日ホワイトボードでお知らせしています。長時間児は連絡ノートがあり担任と保護者との間で活用されています。 ・学級懇談会(年1回)、乳児・幼児組保育参観(年1回)、個人面談(年1回は全員、2回目は希望者、その他希望があれば随時)行われています。 ・保護者からの相談は、担任が記録に残し管理職等に報告がされています。 ・「こ保小関連研修計画」に基づき年6回の交流があります。今年度は、大久保小学校児童と園児の交流は1回で、5回は職員同士で行われました。 ・認定こども園園児指導要録は、小学校に送付されています。 | |
| 27 | <p>子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等の把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。 ■保護者からの情報とともに、登所時及び教育・保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。 ■職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し必要な取り組みを行い、保護者にたいして必要な情報を提供している。 ■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。 |
| (評価コメント) | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・看護師が立てた「保健活動及び指導年間計画」に基づき、内科健診(乳児年3回・幼児年2回)、歯科検診(年2回)、眼科検診(年1回)視力検査(4,5歳児1回)、体位測定(乳児月1回・幼児年5回)が行われています。健康診断の結果は、個別に記録され保護者にも伝えられています。 ・保健だよりは毎月発行し、保護者向け感染情報は月曜日から金曜日まで1日1回、外の掲示板上に必要な情報が提供されています。 ・SIDS予防は、満2歳まで定時に観察チェックを行い個々に記録されています。その後の配慮としてうつ伏せ寝の体位を直したり、寝具・室温の管理、定期的に身体に触れて呼吸のチェックは、引き続き行われています。 ・新型コロナウイルス感染症の感染予防のために短時間児は、正面玄関で管理職が受け入れをしています。看護師も子どもの健康観察をしながら手指消毒の援助を行っています。 ・看護師は、各クラスを回って連絡帳の確認と子どもの健康観察(朝・給食時・午睡時・午後のおやつ時など)をきめ細かく行われています。 ・担任から健康状態について報告があった場合は、管理職が看護師に状態の把握を指示し、管理職に報告があり記録に残されています。 ・朝の受け入れ時に昨日と変わらないか保護者に確認し、報告のない傷などが発見された場合は電話で確認をしています。 | |
| 28 | <p>感染症、疾病等の対応は適切に行われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。 ■感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。 ■子どもの感染・疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。 |
| (評価コメント) | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・発熱した場合は、看護師や担任が全身状態を確認して、必要に応じて保護者に連絡をしています。また怪我が発生した場合は応急手当の手順を含めた保健関係の手引きがあります。 ・感染症の予防や発生した場合の対応は、感染症ガイドラインや習志野市の基本手順に沿って行われています。学級閉鎖が必要な状況と思われる時には、主治医に相談し習志野市にも報告したうえで判断されています。 ・感染症が発生した場合は、発生状況を掲示し保護者に周知しています。ただし、新型コロナウイルスに関しては、個人情報の保護のため習志野市の指示により、保護者に周知されていません。 ・保健室があり、救急用の薬品や材料などを常備し看護師によって適切に管理されています。 | |

| | | |
|---|--------------------------------|--|
| 29 | 食育の推進に努めている。 | <ul style="list-style-type: none"> ■食育の計画を作成し、教育及び保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。 ■子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。 ■体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。 ■食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。 ■残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。 |
| <p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「みのりつくしこども園の教育及び保育の内容に関する全体計画」を、もとに栄養士が「食育年間計画」を作成しています。 ・子どもたちが、自ら夏野菜(ミニトマト、キュウリ、ナス等)冬野菜(大根、小松菜等)を育て、収穫したものを給食室で調理し、食べています。 ・苦手な野菜でも子どもたちは、「食べてみよう」「食べてみたらおいしかった」「食べられなかったものが食べられた」と意欲や喜びにつながっています。 ・栄養士が、昼食時に各クラスの子どもの様子を見回りながら、コミュニケーションが図られています。 ・食物アレルギーがある子どもは、医師の指示書をもとに除去食が提供されています。提供の際は、「食物アレルギー対応マニュアル」に沿って専用のトレーを使用し、栄養士が運び、担任と確認してから受け渡しが行われています。 ・今年度は、アレルギーの子ども7名、エビペンを預かっている子ども1名、宗教食の子ども1名への対応がされています。 ・給食は、各クラス配膳で一人ひとりの状態に応じて量を調整する配慮がされましたが、担任が一人でスープ、おかず、ごはん等多め少な目の量にとりわけ、子どもが量を見て食べられる量のものを選んでいました。席について全員が食べ始めるまでの待ち時間を短縮し、楽しい雰囲気の中で温かい給食が食べられるような配慮が望まれます。 | | |
| 30 | 環境及び衛生管理は適切に行われている。 | <ul style="list-style-type: none"> ■施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。 ■子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。 ■室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。 |
| <p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各保育室に「安全点検表」のチェックリストをもとに、毎日午前時室内温度と湿度を記入し、適正に保たれているか確認されています。休み明けには、8項目の(建物、水道、室内遊具、電気、ガス、トイレ、戸締り、ベランダ)点検を行っています。 ・園舎内の衛生管理は、看護師のもと手順に沿って行われています。遊具の消毒は、毎日各保育室で行われています。 ・毎日朝礼前の10分間室内外の清掃をシフトに入っていない正規職員(園長、副園長、保育教諭、看護師、事務員)と、子どもセンター職員で行われています。 | | |
| 31 | 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。 | <ul style="list-style-type: none"> ■事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。 ■事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。 ■設備や遊具等保育所等内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。 ■危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。 |
| <p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「保育教諭における怪我の対応手順」マニュアルがあり、職員に周知されています。 ・園内で事故(噛みつき、ひっかきなど子ども同士のトラブルによるものを含む)が発生した場合、同じような事故が起きないように再発防止のために職員間で話し合い、アクシデントレポートを作成し全職員に周知されています。 ・安全点検表(乳児用・幼児用)の点検項目に従って、毎日点検が実施されています。 ・不審者対応訓練は、年3回行われています。 ・昨今不審者情報が続いたため、警察にパトロールを依頼し同時に監視カメラを4台増設して防犯強化に努めています。 | | |
| 32 | 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。 | <ul style="list-style-type: none"> ■地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。 ■定期的に避難訓練を実施している。 ■避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。 ■立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。 ■利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。 |
| <p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害対策マニュアル」や教育・保育計画の「消防計画」で、役割分担や対応等職員に周知されています。 ・保護者には、入園のしおりで「災害に備えて」「自然災害時等の対応について」が、明記されています。 ・「避難訓練年間計画表」を作成し、月1回実施されています。年1回保護者への引渡し訓練や消防署(立ち合い・告知)訓練も行われ、記録されています。 ・0歳児は、2階が保育室の為災害発生時は、給食室や事務の職員が救助に向かい、担任だけでも避難ができるように避難用3人抱きキャリアで1人の保育者が3人を避難できるように担任4人分を常備されています。 ・9時半までに欠席、遅刻等の連絡がない場合は、担任から電話を入れて安否確認がされています。 ・災害時対策マニュアルに基づき、災害時備蓄品(水・白飯、ヒートレスカレーライス・クッキー等)の提供訓練を、9月の避難訓練の際に行われました。 ・災害時のアレルギー児対応は、(食物アレルギーの情報を明記した名札)専用ビブスを着用し、一目でアレルギー児であることが分かるようにしています。(常にクラスの避難袋に入れて、避難訓練時には必ず着用) | | |

| | | |
|--|-----------------------------|--|
| 33 | 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。 | <ul style="list-style-type: none"> ■地域の子育てニーズを把握している。 ■子育て家庭への保育所等機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。 ■子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。 ■地域の子育て支援に関する情報を提供している。 ■子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。 |
| <p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年1月に「みのりつくしこども園子どもセンターみのりっこ広場」を開設されています。 ・習志野市在住の0歳児から未就園児の保護者が子どもと一緒に利用し、食事コーナーもあり一日利用ができて無料で開放されています。 みのりっこ広場の今年度の年間利用累計は、前年度より増加して85組の実績がありました。 ・保育士、看護師による育児相談や栄養士による離乳食などの栄養相談がされています。また、みのりつくしこども園の見学希望や情報がほしい利用者には、園長が対応されています。また、月1回2、3歳児対象の「みのりっこ広場」(みのりつくしこども園で親子で遊ぶイベント)の案内もされています。 ・利用者の相談に離乳食の質問が多いことから、園で提供している給食の写真を掲示したり、可能な時には実物を見せ利用者に必要な情報を提供されています。 ・今年度開催した、つくしっこ広場は、未就園児(2歳、3歳児対象)1回10組前後の参加がありました。(年6回、予約不要) ・子どもセンターを広く知ってもらうために、藤崎地区の地区会議に園長が参加し資料を配布しています。また近隣の店舗や取引先に広告の掲示や藤崎7丁目の掲示板や回覧板の依頼をし、交流を広げるための働きかけが行われています。 | | |